

講習室利用案内

～ 講習室の使用を希望される皆様へ ～

井原市立平櫛田中美術館では、地域の芸術・文化活動の振興のため、講演会、講習会や芸術作品の創作展示等の場として、講習室の貸出を行います。

施設の名称 井原市立平櫛田中美術館 講習室

休 館 日 月曜日

(ただし、その日が国民の休日又は振替休日に当たるときは、その翌日)

12月28日から翌年1月4日までの日

施設の概要 床面積 102.10㎡ 天井高 3.45m

施設備品 会議テーブル 27、会議イス 90、演台 1、レーザーポインター 1

※その他必要なものについては各自で準備

○使用時間 午前9時から午後5時まで(入場は閉館30分前まで)

○施設使用料

使用範囲	全面使用		2分の1使用	
使用者の区分	1時間につき	1日につき (午前 9 時から 午後 5 時まで)	1時間につき	1日につき (午前 9 時から 午後 5 時まで)
市内の者	400 円	3,000 円	200 円	1,500 円
市外の者	600 円	4,500 円	300 円	2,300 円

※既納の使用料は還付いたしかねます。

○附属設備使用料 ディスプレイ(モニター・スタンド) 1回 500円 プロジェクター 1回 500円

○使用期間の制限 引き続き3日を超えて使用することはできません。ただし、教育委員会が特に必要であると認めたときは例外となります。

○搬入・搬出 搬入・搬出は、玄関(東側来館者用の出入口)をご使用ください。
運搬車両については市民ギャラリー南搬入出入口付近に停め、搬入・搬出が
終わったら一般駐車場に移動願います。

○展示作品 絵画・書・彫刻・陶芸・写真・押花など
生け花、盆栽、植物等については、虫・菌類等が発生する恐れがあるので、
また、講習室へは玄関しか搬入・搬出ができないため、展示、持ち込み等はでき
ません。

○使用申込 所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、井原市立平櫛田中美術館又は井原市
教育委員会文化スポーツ課へ提出してください。
受付は、3か月前からとし、先着順とします。

(裏面に使用者の遵守事項等・講習室の図面)

注 意 ・ 禁 止 事 項

【利用目的】

講習室は会議、研修会、講演会、ワークショップ等の1回のみの利用を目的とします。

【使用許可の取消し】

使用許可の条件に違反、虚偽その他不正の手段による使用許可、その他教育委員会において必要があると認めたときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。

【行為の制限】

講習室は会議、研修会、講演会、ワークショップ用の設備仕様であり、机・床材・壁材が汚損に対応していないため目的外利用は不可とする。

※目的外利用の例 「継続的・連続的な教室など講座形式での利用」「木屑・絵の具・粘土・墨等、床や壁を汚損するおそれがあり原状回復が困難と認める活動」

物品の販売及びこれに類する行為は禁止します。ただし、教育委員会の許可を得た場合は、例外として認めます。

【使用者の責務】

使用者は、施設等の使用にあたっては十分な注意を払い、き損又は滅失したときはこれを原状に復し、又は損害を賠償していただきます。ただし、教育委員会(市長)においてやむを得ない理由があると認めたときは、これを減免することがあります。

利用の際は、使用する材料や活動内容に合わせて、壁面、床、机などを持参のシート等で保護して下さい。汚損した場合は必ず現状復帰をお願いします。

【展示場及び展示品の管理】

展示場及び展示品の管理は、使用者が行うものとし、事故があった場合は使用者の責めに帰するものとします。

【使用者の遵守事項】

使用者は、許可を受けないで次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 所定の場所以外での火気の使用
- (2) 使用許可を受けない設備又は器具類の使用
- (3) 壁、柱、扉等への紙類の張り付け、又はくぎ類の打ち付け
- (4) その他講習室の管理、運営に支障を来す行為

【使用後の点検】

使用を終えたときは、直ちに設備等を原状に復し、点検を受けなければなりません。

【き損等の届出】

施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに施設等破損(滅失)届により教育委員会に届け出てその指示に従ってください。

講習室図面

